

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の概要について

1 目 的

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成21年3月奈良県条例第50号。以下「条例」という。）が、平成22年4月1日に本格施行されるに当たって、その施行に関し必要な事項を定める。

2 主な制定事項

1 総則【第1章】

- (1) 特定希少野生動植物の指定の案の公告等に関する手続きを定める。
- (2) 公聴会に関する手続きを定める。
- (3) 特定希少野生動植物の指定の提案に関する手続きを定める。

2 個体等の取扱いに関する規制【第2章】

- (1) 捕獲等の禁止の適用除外となる事由を定める。
 - ・人の生命又は身体の保護のため
 - ・大学における教育又は学術研究のため
 - ・希少野生動植物保護専門員が行う調査のため
 - ・その他法令等に規定する行為に伴うもの 等
- (2) 学術研究、繁殖目的以外に許可することができる捕獲等の目的を定める。
 - ・教育、調査その他保護に資すると認められる目的
- (3) 捕獲等の許可の申請等に関する手続きを定める。
- (4) 捕獲等に係る個体の適切な取扱方法について定める。
 - ・適当な飼養栽培施設に収容、生息等に適した条件の維持、損傷しないよう管理
- (5) 譲渡し等の禁止の適用除外となる場合を定める。
 - ・学術研究、繁殖の目的等のために行う場合
 - ・警察、検察官の職務として行う場合

3 生息地等の保全に関する規制【第3章】

- (1) 生息地等保全地区等の指定の公告に関する手続きを定める。
- (2) 生息地等保全地区の指定の提案に関する手続きを定める。
- (3) 管理地区・立入制限地区内の行為の許可の申請に関する手続きを定める。
- (4) 既着手行為、非常災害応急措置、監視地区内行為の届出に関する手続きを定める。
- (5) 管理地区内における許可を要しない行為を定める。
 - ・法令等に規定する特定の行為
 - ・建築物の存する敷地内の土地の形質変更、池沼等の埋立
 - ・鉱物採掘等のための一定規模以下の行為
 - ・木材を伐採する一定規模以下の行為
 - ・農林漁業を営むための行為 等
- (6) 立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為を定める。
 - ・法令等に規定する特定の行為
- (7) 監視地区内における届出を要しない行為を定める。
 - ・法令等に規定する特定の行為

4 保護管理事業【第4章】

- (1) 保護管理事業計画の変更提案に関する手続きを定める。
- (2) 保護管理事業の認定の申請に関する手続きを定める。
- (3) 認定保護管理事業の告示に関する手続きを定める。

5 県民等との協働の推進等【第5章】

- (1) 希少野生動植物保護巡視員等の認定の申請等に関する手続きを定める。
- (2) 希少野生動植物保護巡視員等の活動状況に関する報告を定める。

6 雑則【第6章】

- (1) 国等に関する協議の適用除外等について定める。
- (2) 教育又は学術研究のための捕獲等、鉱物採掘等の届出等に関する手続きを定める。
- (3) 添付図面を省略できる場合を定める。

7 その他

知事への提出書類等の様式を定める。(23様式)

3 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章の規定は、公布の日から施行する。